平成２９年（フ）第２７２１号
大阪府高槻市北大樋町21番19号
債務者　納富希容子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８０８号
大阪府池田市畑１丁目18番18号
債務者　安田　明人
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８０９号
鳥取市下段79番地１、前住所大阪府池田市畑１丁目18番18号
債務者　安田美沙子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３２号
大阪市東淀川区豊里６丁目18番15―306号、前住所大阪市東淀川区豊里１丁目６番11号
債務者　松浦　俊之
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４５号
大阪府寝屋川市池田南町３番８号
債務者　平野　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２２号
大阪府東大阪市楠根３丁目13番６号
債務者　津野　利枝（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４８号
大阪府門真市新橋町21番18号
債務者　日名　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５２号
大阪市西淀川区佃３丁目10番15号
債務者　後藤　　勝
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５３号
大阪市西区川口３丁目６番14号養護老人ホームすみれ苑、前住所大阪市福島区鷺洲６丁目１番５―821号
債務者　萩原　惠子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５４号
大阪市大正区泉尾７丁目10番２―804号
債務者　寺川　香織
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５８号
大阪市平野区流町２丁目４番30号　トキワ住宅１Ｆ
債務者　黒田　利彌
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３号
兵庫県丹波市市島町上田512番地１　グランドソレイユＢ―202号、前住所京都府舞鶴市田中町43番地11―Ａ201号
債務者　西岡　由香（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第７４２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒112番地27
債務者　川下美由紀
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０９号
福岡県福津市宮司浜３丁目30番12号
債務者　原田　紗妃
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３０号
福岡市早良区荒江２丁目７番39号
債務者　高嶋　秀佳
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４３号
福岡市西区女原北４―５―201、住民票上の住所福岡市早良区飯倉４丁目１番26―１号
債務者　重西　真司
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４９号
福岡市中央区平尾１―11―１―604、住民票上の住所福岡市中央区鳥飼１丁目８番10―705号
債務者　中村　早里
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部